

## 今後の協議運賃の取扱いについて

### 1 道路運送法の改正概要（令和5年10月1日～）

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとされた。
- 上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることが規定された。

### 2 運賃協議会の設置について

- 運行事業者が複数集まる場での協議はカルテルにあたるとの疑義が生じるおそれがあるため、今後、黒部市公共交通戦略推進協議会では、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する協議は行わない（運賃以外の事項については従来通り黒部市公共交通戦略推進協議会で協議する。）。
- 新たに「(仮称) 黒部市公共交通運賃協議会」を設置し、黒部市公共交通戦略推進協議会とは別途で協議を行う。

位置付け：黒部市公共交通戦略推進協議会とは別の協議体として設置

構 成 員：黒部市

運賃を定めようとする路線の運行事業者

国土交通省北陸信越運輸局（富山運輸支局）

関係住民の意見を代表する者（自治振興会関係者）

- 運賃協議会の開催前には、協議内容に対する意見募集を実施する。

方 法：ホームページへの意見募集の掲載 等

対 象：住民、交通機関の利用者、利害関係者

これまで	道路運送法改正後（R5. 10. 1～）
①運賃改定等の事由発生	①運賃改定等の事由発生
	②運賃改定等に対する意見募集
②黒部市公共交通戦略推進協議会で協議	③②で得られた意見を参考に、運賃協議会で協議
③協議が調った証明書を作成	④協議が調った証明書を作成
④運行事業者から国に届出	⑤運行事業者から国に届出